

第18回 電力取引監視等委員会

議事録

日時：平成 28 年 1 月 22 日 17：35～18：00

場所：経済産業省 本館 2階 西8 共用会議室

議題

1. 電力の小売営業に関する指針について

○八田委員長 それでは、ただいまより第18回電力取引監視等委員会を開催いたします。

本日は、電力の小売営業に関する指針についてです。これは珍しく、第1部、第2部なしに、最初から公開してやります。

それでは、事務局より資料の説明をお願いいたします。新川課長。

○新川取引監視課長 取引監視課長の新川でございます。よろしくお願いいたします。

お手元に資料3というのがございまして、電力の小売営業に関する指針と書いてございますが、こちらを用いてご説明をさせていただきます。

本年4月からの小売全面自由化に向けまして、電気の需要家の保護の充実等を図るために、小売電気事業者による需要家への適切な情報提供の方法や営業、契約形態の適正化などについて定めた電力の小売営業に関する指針につきまして、その内容をご検討いただきたいと思います。また、本指針案を経済産業大臣に建議することについてもご検討いただければと思っております。

主なポイントでございますが、この指針案の検討の背景でございますが、28年4月1日に第2弾の改正電気事業法が施行されまして、従来は特高、高圧のみ自由化されていた電気の小売業への参入が、低圧部門を含めて全面自由化されるということになっております。

先ほど申し上げましたように、この小売の全面自由化に伴いまして、さまざまな事業者

が参入する中に当たりまして、電気の需要家の保護の充実を図り、需要家が安心して電気の供給を受けられるようにするとともに、電気事業の健全な発達を図るために、小売電気事業者等が電気事業法及びその関係法令を遵守するよう促すとともに、関係事業者による自主的な取り組みを促すための指針を定めることが有効であると考えております。

このため、昨年9月1日の第1回委員会におきまして、小売営業のガイドラインの案を審議するとしておりましたが、これが制度設計専門会合においてまとまりましたので、お諮りをするという次第でございます。

指針案の検討と経済産業大臣への建議でございますか、制度設計専門会合では、10月以降、3回にわたってこの議論をさせていただいております。また、昨年12月4日から1月8日にかけてパブリックコメントの募集を行いまして、291通のご意見をいただいております。

本日、パブリックコメントの結果を踏まえて修正した指針案につきまして、本指針案の内容を委員会でご審議いただくものでございます。また、その内容を資料3-1によりまして経済産業大臣に建議することに関し、対応をご検討いただくものでございます。

指針の主な内容につきましては、3. 以下で示しておりますが、需要家への適切な情報提供、裏面にまいりまして、契約内容の適正化、それから苦情、問い合わせへの対応の適正化、契約の解除手続の適正化といったことが入っております。

参考資料で、パブリックコメント募集の結果等についてというものがございます。こちらでパブリックコメントの状況についてご報告をさせていただきますが、1月8日まで実施しましたパブリックコメントについて291通のご意見をいただいております。主な意見はそこに記載をさせていただいておりますが、電源構成の開示等に関するご意見を多数いただいているという状況でございます。

指針の修正の全体像が6ページにございまして、今回のパブリックコメントを踏まえまして、電源構成の開示の方法に、ホームページによる開示に加え、パンフレットやチラシを例示として追記する。また、電源構成の開示の際にあわせて記載することが望ましいとしている排出係数について、調整後排出係数である旨を明示する。それから、電源構成の開示の具体例の図中に、常時バックアップと記載がございまして、これについて説明を追記する。インバランス供給を受けた電気の電源構成の仕分け方法に関する記載を修正する。ゼロエミッション電源に関する記述を、二酸化炭素排出量がゼロであるという趣旨が明確になるように修正をする。それから、地産地消の項目に、国産燃料をもって発電したと説

明しながら輸入燃料を使っていた場合を問題となる行為として追記するという修正をしております。

また、指針の制定背景のアップデート及び技術的な観点からの修正としまして、本指針の制定背景の記述にエネルギー基本計画の策定、C O P 21を踏まえたパリ協定の採択を追加しております。また、F I T電気を販売する際の説明において要求されますF I T制度の説明内容の記載を、具体例における記載とあわせて修正する。その他、技術的な修正をさせていただきます。

資料3—1をご説明させていただきます。資料3—1は、電力の小売営業に関する指針の制定に関する建議というものでございます。経済産業大臣宛てで、電力取引監視等委員会委員長名によります建議でございます。

本年4月からの小売全面自由化に向け、電気の需要家の保護の充実等を図るためには、小売電気事業者による需要家への適切な情報提供の方法や営業、契約形態の適正化などについて、業務改善勧告の発動に関する考え方を示すことなどにより小売電気事業者等が電気事業法及びその関係法令を遵守するよう促すとともに、関係事業者による自主的な取り組みを促すための指針を定めることが有効です。

については、電気事業法第66条の11第1項に基づく業務改善勧告が発動される原因となり得る行為や、需要家の利益の保護等を図る上で望ましい行為について、別添のとおり示すことについて、電力の適正な取引の確保を図るために必要があると認められることから、電気事業法第66条の13第1項の規定に基づき、貴職に建議いたしますという案でございます。

よろしく願いいたします。

○八田委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいま事務局よりご説明がありました内容について、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞ、お願いいたします。

それでは、座長を務められました稲垣先生、お願いします。

○稲垣委員 これについては、制度設計専門会合でご議論いただきまして、評価をいただいたところでございます。ぜひそれも踏まえて、この委員会でも適切にご評価いただけたらと思います。

なお、さまざまな工夫がなされております。立法目的との関係では、この組織の権限、役割を踏まえて、規制だけでなく、需要家の保護の充実を図る、それから安定供給、安心して電気の供給を受けられるという需要家のところをみるだけでなく、電気事業の健

全な発展に資するという改革の大目的に資するための方法論の1つであるという位置づけを明確に打ち出しているところがございますので、ぜひそうした視点からもご評価いただいて、これについて今回ご審議いただければと思います。

以上です。

○八田委員長　ありがとうございます。それでは、専門会合の委員であられたお2人から。

○林委員　林でございます。先ほど稲垣委員からもありましたけれども、我々いろいろ考えられることとか、いろいろ対処すべきことは、先ほどの原理原則に従って対応してまいりました。

ただ、こういう指針というのはどうしても我々が想定していないものとか、今後新しい場合も多分あるという中で、やはり適宜フィードバックというか進化していくものでもあるべきだと思っていますので、必ず今が100%ではないかもしれないというのがありますし、今後起こり得る、我々が想定していない状況があったときに、またさらにそういう場合はしっかり見直してフィードバックして、よりよい指針を常に我々委員会として出していくことが非常に大切であると思っています。

今回、現時点では、我々が一生懸命努力して汗して出したものが出ているというご理解で、ただ、これがゴールではなくて、今後また進化していただけるという理解でお願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございます。それでは、圓尾委員。

○圓尾委員　私も現時点では考えられるベストなものできたと思っていますので、このまま大臣に建議していただければと思います。

ただ、先ほどの専門会合の中でもありましたけれども、非常に話題になりました電源構成の開示で、FIT電気の注釈のところですが、やはり一般の方が読んでわかりやすいかどうかというのは、もう少し考える余地があると思っています。当面これで走っていいと思いますが、意味がわからない等の声が出ていないかをきちっとモニタリングしていく必要があると思います。

先ほどの専門会合で岩船委員がおっしゃったように、FIT電気について詳しく説明するのはいいのですが、やはり最初に結論を書く、FIT電気はCO₂フリーではないのですよという一文から始まって、なぜならば何々、賦課金がどうの、と説明につなげていくのが、一般の方にわかりやすいと思いました。これは一例ですが、消費者の方の声を聞き

ながら、直すべきところは直していくというスタンスで臨むべきと思っております。

以上です。

○八田委員長　　どうぞ。

○稲垣委員　　専門会合での議論の結果もございますので、ここの段階ではこの案で私はいいと思います。

なお、念のためなのですけれども、ここであえて定義の確認をしておきたいのですが、「問題となる」という行為、「望ましい」という行為、「期待される」という記述、大きく分けるとこの3つがあるわけですが、「問題となる」は、やはり法令の観点からするとコンプライアンス上、法令遵守の観点から問題となると考えているという趣旨であると理解していいと思います。

「望ましい」は、何もしなくてもいいという意味ではないということで、本来は、なすべきであると。法令遵守の観点からすると、これを行うべきだと。しかし、その取り組みについてはさまざまにあるので、そこで問題となると一概にはいえないけれども、行わなくていいという趣旨ではない。取り組みについてそれぞれのバリエーションを生かしながらやっていくということをするべきだという努力義務。義務ではあるけれども、努力するという義務であると。

それから、「期待される」については、さまざまな主体が関係するので、それもしなくていいという趣旨ではないと。やはりそれぞれの関係者が力を合わせて実現するということに向かっていくものであるという趣旨で理解をしたいと思うのですけれども、事務局の起案者としての定義と違っていたら、もう最後、建議の前ですので、はっきりさせておきたいと思うのですが。

○新川取引監視課長　　ありがとうございます。まず、林委員のご指摘のように、このガイドライン、これでまずは建議をさせていただきたいと思っておりますが、今後、4月に向けて、それから4月以降に向けて、さまざまな事態が発生することが予想されますので、必要に応じてしっかりと見直していくことが重要だと思っております。適時適切に見直していくということだと考えております。

それから、F I Tの注釈については、先ほど行われました専門会合でもご指摘を受けて、今、こちらのほうで修正させていただいている状態ですが、記述のわかりにくさという点については、そこは変わっていないという状況でございます。さまざまな調整の結果、今の文章がセットされている状態でございますが、消費者からみてどうかということも踏ま

えて、また次回の改定のときなどに考えていきたいと思っております。

それから、稲垣座長からご指摘をいただきました点でございますけれども、まず、望ましいの解釈については、望ましい行為として自主的に努力をし、達成していただくべき規範というように考えておりますが、その中でも幾つかのものについては自主的な努力で達成を目指すべき努力義務というような表現で、今回のパブリックコメントの結果の中でも、例えば電源構成の開示については自主的な取り組みを促す努力義務というような表現をとらせていただいております。望ましいも、単に望ましいものから、そういった努力義務的な望ましいものというように分かれてくるべきものであらうと思っておりますが、それは一つ一つの運用をまた事業者の方にもきちんと説明し、ご理解を得て、そして健全な電力市場が育成されるように働きかけていきたいと思っております。

問題になるについては、いうまでもございません。改善勧告、もしくは経済産業大臣による命令も起こり得るものということでございますので、それが達成されるようにしっかりと監督していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○稲垣委員　それで結構だと思います。

○八田委員長　このFIT電気に関する記述の文言は、さっきの専門会合に当初提出されたものと同じなのですか。

○新川取引監視課長　そのとおりでございます。

○八田委員長　そうしたら、岩船先生がおっしゃったことは、要するに指摘ということだったのだけれども……

○新川取引監視課長　岩船先生のご指摘につきましては、事前のご説明の際にご指摘を受けておりますので、今回の建議をさせていただきたい案の中には既にもう修正をして入れさせていただいております。

○八田委員長　もちろんこれでいいと思うのですが、FIT電気に関して、需要家、一般消費者が購入するときに、どういう動機で購入するかというと、やはり純粋にこれをもって再生エネルギーの発電量がふえることを望んで買うということが多いと思いますから、仕組みとしてはそうならないのだよというのを、これとは別に何らかのわかりやすい説明というのが、広報的な意味で、どこかにあってもいいのではないかと思います。

ほかにはございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、ありがとうございました。これをもちまして、本日、電力の小売営業に関する指針を経済産業大臣に建議することといたしたいと思います。

4月から小売電力の自由化が始まりますけれども、この指針のもと、需要家が適切に電力供給先を選択できるように、私ども当委員会としてもできるだけ努めてまいりたいと思います。

それでは、稲垣先生初め、林委員、圓尾委員ほか、制度設計専門会合の先生方の大変なご努力に対して厚くお礼申し上げたいと思います。

本日本日予定していた議事は以上ですけれども、委員の皆様、ほかに何かご発言ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、事務局より連絡がありましたらお願いいたします。岸課長。

○岸総務課長 次回の日程でございますが、来週ですけれども、委員の先生方の日程調整の関係で、1月27日の水曜日、12時からということで開催したいと考えております。小売事業者の登録などについて議論ができればと考えておりまして、本日、この後、正式にホームページで日程を公表させていただきたいと思っております。

以上です。

○八田委員長 それでは、これをもちまして本日の会議を終了いたしたいと思います。どうもありがとうございました。

——了——